

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第 1 部門第 2 区分  
 【発行日】令和 3 年 1 月 14 日 (2021.1.14)

【公開番号】特開 2019-202091 (P2019-202091A)  
 【公開日】令和 1 年 11 月 28 日 (2019.11.28)  
 【年通号数】公開・登録公報 2019-048  
 【出願番号】特願 2018-101076 (P2018-101076)  
 【国際特許分類】

A 6 3 F 13/24 (2014.01)  
 A 6 3 F 13/235 (2014.01)  
 A 6 3 F 13/54 (2014.01)  
 A 6 3 F 13/285 (2014.01)  
 G 0 6 F 3/0346 (2013.01)  
 G 0 6 F 3/0338 (2013.01)

【 F I 】

A 6 3 F 13/24  
 A 6 3 F 13/235  
 A 6 3 F 13/54  
 A 6 3 F 13/285  
 G 0 6 F 3/0346  
 G 0 6 F 3/0338 4 1 1

【手続補正書】

【提出日】令和 2 年 11 月 27 日 (2020.11.27)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ユーザの片手によって把持される筐体を備える電子機器であって、  
 前記電子機器は前記筐体の表面に位置する第 1 および第 2 の操作部を含み、  
 前記第 1 の操作部は前記筐体の側部において露出し、  
 前記第 2 の操作部は前記筐体の上部において露出し、  
 前記第 2 の操作部は鉛直下方に押込み可能に構成され、  
 前記第 2 の操作部から前記鉛直下方へ延びる直線に対して垂直な平面であって前記第 1  
 の操作部を含む平面による前記筐体の断面形状は円形であり、かつ、当該円形断面の中心  
 を前記直線が通り、

前記円形断面の上方において第 1 の基板を備え、当該基盤には、前記第 2 の操作部の接  
 点とアンテナとが実装される、電子機器。

【請求項 2】

前記筐体内に設けられる充電電池保持部と、

前記充電電池保持部の下方に、慣性センサが設けられる第 2 の基板とをさらに備える、請  
 求項 1 に記載の電子機器。

【請求項 3】

前記筐体内に設けられる振動部をさらに備え、

前記振動部と前記第 2 の基板とは、当該振動部および当該第 2 の基板とは異なる他の部  
 材を介して間接的に接続される、請求項 2 に記載の電子機器。

**【請求項 4】**

前記筐体内に設けられる充電電池保持部と、  
端子と、

前記充電電池保持部の下方に、前記端子が設けられる第3の基板とをさらに備える、請求項1に記載の電子機器。

**【請求項 5】**

前記筐体内に設けられる充電電池と、  
前記筐体内に設けられる振動部とをさらに備え、

前記筐体の中心から前記充電電池までの距離は、前記筐体の中心から前記振動部までの距離よりも短い、請求項1に記載の電子機器。

**【請求項 6】**

前記筐体内に設けられる慣性センサと、  
前記筐体内に設けられる振動部とをさらに備え、

前記筐体の中心から前記慣性センサまでの距離は、前記筐体の中心から前記振動部までの距離よりも短い、請求項1に記載の電子機器。

**【請求項 7】**

前記筐体内に設けられる振動部をさらに備え、

前記第2の操作部は、前記筐体の中心に関して前記振動部の反対側の位置に設けられる、請求項1に記載の電子機器。

**【請求項 8】**

端子をさらに備え、

前記筐体における前記端子の両側の位置にネジ孔が形成される、請求項1に記載の電子機器。

**【請求項 9】**

前記円形断面の中心に設けられる、充電電池および充電電池保持部の少なくとも一方と、  
前記円形断面の中心に対して一方側に設けられる端子とをさらに備え、

前記第1の操作部は、前記円形断面の中心に対して前記一方側の反対側に設けられ、

前記第2の操作部は、前記円形断面の中心の上方に設けられる、請求項1に記載の電子機器。